

平成28年

第1回市議会臨時会 報告第1号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した函館市恵山賃貸住宅貸付料請求事件について、被告との和解を平成28年2月25日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成28年5月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 被告 住所 ****
氏名 **** (債務者)

2 和解額 92,000円

3 支払方法

(1) 被告は、原告に対し、次のとおり分割して、原告方に持参または送金して支払う。

ア 平成28年4月15日限り、36,000円

イ 平成28年6月15日限り、36,000円

ウ 平成28年8月15日限り、20,000円

(2) 被告が、前項の分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、92,000円から既払額を控除した残金を直ちに支払う。